

令和 5 年度 安城市国民健康保険事業特別会計予算について

1 令和 4 年度決算見込

(1) 歳入見込

ア 「国保税」は、令和 4 年度における国民健康保険税率の改定により、前年度より増加し、総額 33 億 4 千万円余となる見込みです。

イ 「国庫支出金」は、東日本大震災の被災者支援に対する国からの補助金（災害臨時特例補助金）として 115 千円を見込んでいます。

ウ 「県支出金」は、保険給付費分の支払いに充てる役割の普通交付金と保険者努力支援分、国特別調整交付金分、県繰入金 2 号分、特定健診負担金分の 4 つの特別交付金があり、見込額は以下のとおりです。

○普通交付金	9,097,346 千円
○特別交付金（保険者努力支援分）	49,980 千円
○ 〃 （国特別調整交付金分）	36,038 千円
○ 〃 （県繰入金 2 号分）	199,519 千円
○ 〃 （特定健診負担金分）	41,496 千円
合 計	9,424,379 千円

エ 「一般会計繰入金」は、財政運営のために一般会計から繰り入れるものですが、法定分（基盤安定制度及び国保財政安定化支援事業に係る繰出分、事務費、出産育児一時金の 3 分の 2 並びに未就学児均等割減額措置分）と法定外分に分けられ、法定外分は赤字補填目的の繰入れを平成 30 年度から削減しており、11 億円余となる見込みです。

オ 「繰越金」は、前年度の決算で出た繰越金を翌年度の歳入に繰り越すものですが、令和 3 年度の決算の結果から、14 億 3 千万円余の繰越額となりました。

カ 「諸収入」は、国保税の延滞金や被保険者からの返納金などですが、3 千万円余となる見込みです。

キ 「歳入総額」は、前年度より 2 億 1 千万円余減少し、153 億 3 千万円余となる見込みです。

(2) 歳出見込

ア 「総務費」は、職員人件費や各種業務委託料などですが、前年度より増加し、1 億 8 千万円余となる見込みです。

イ 「保険給付費」は、医療費の保険者負担分などですが、前年度より 1 億円余減少し、総額 91 億 4 千万円余となる見込みです。

ウ 「国民健康保険事業費納付金」は、県単位化に伴い、県が納付額を示しその額を各市

町村が納付するもので、45億5千万円余となる見込みです。

- エ 「特定健診等」の事業費は、40歳以上を対象とした生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施するための費用で、前年度よりやや増加し、1億3千万円余となる見込みです。
- オ 「保健事業費」は、ヤング健診（20歳～39歳）や、糖尿病などの重症化予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進（印字ケース・利用差額通知）、広報折込チラシ、医療費通知などの費用ですが、各種取組みの強化など前年度よりやや増加し1千5百万円余となる見込みです。
- カ 「基金積立金」は、国民健康保険事業を健全かつ円滑に運営するためのものですが、平成22年度に、リーマンショック後の財源不足を補うため全額取り崩した以降は、保有していませんでしたが、平成26年度に一定の繰越金を確保できる見込みであったことから、2億5千万円積み立てました。今年度は積み立てた基金の利子分が74万円余ある予定です。
- キ 「税還付金等」は、国保資格を遡って喪失した場合などにおける国保税の還付金などですが、1千万円余となる見込みです。
- ク 「国庫返納金等」は、前年度交付分の精算に伴う県の交付金の返還金を見込んでおりますが、96万円余となる見込みです。
- ケ 「歳出総額」は、前年度より5千万円余減額し、140億5千万円余となる見込みです。

（3）実質収支（翌年度繰越金）・単年度収支

実質収支である翌年度への繰越金は、12億7千万円余となる見込みです。また、単年度収支は、1億5千万円余の赤字となる見込みです。

2 令和5年度予算（案）

（1）歳入

- ア 「国保税」は、総額36億3千万円余としています。県が示した標準保険料率を採用し、予算計上しております。
- イ 「県支出金」は、県単位化に伴い、保険給付費分の支払いに充当する役割の普通交付金と保険者努力支援分などの特別交付金の構成となり、合計金額として93億5千万円余としています。
- ウ 「一般会計繰入金」は、前年度からやや増加し11億円余としています。
- エ 「繰越金」は、国民健康保険事業に必要な歳入として、1億1千万円余としています。
- オ 「諸収入」は、3千万円余としています。

(2) 歳出

- ア 「総務費」は、前年度より減少し、1億7千万円余としています。
- イ 保険給付費のうち「療養給付費」は、医療費の保険者負担分ですが、高齢化や医療の高度化などに伴い、1人当たり医療費の増加傾向にあり、79億円余としています。
- ウ 「療養費」は、接骨院での柔道整復等の施術やコルセットなどの治療用装具に係る給付ですが、6千9百万円余としています。
- エ 「高額療養費」は、医療費の自己負担限度額を超えた分を支給するもので、10億1千万円余としています。
- オ 「出産育児一時金」は、被保険者が出産したときに50万円を支給するものですが、国の制度改正に伴い、8千万円余としています。
- カ 「葬祭費」は、被保険者が死亡したときに葬祭を行った人に5万円を支給するものですが、保険者数の減少に伴い、1千万円余としています。
- キ 「傷病手当金」は、前年度より増加し2百万円余としています。
- ク 「保険給付費」全体では、前年度より増加し、総額91億円余としています。
- ケ 「国民健康保険事業費納付金」は、県単位化に伴い、県が納付額を示しその額を各市町村が納付するもので、被保険者数は減少傾向ですが医療費も増えていることから、47億4千万円余を計上しております。
- コ 「特定健診等」の事業費は、前年度とほぼ同額の1億5千万円余としています。
- サ 「保健事業費」は、ヤング健診や糖尿病などの重症化予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進などの事業費、データヘルス計画の策定費用などで、2千5百万円余としています。
- シ 「税還付金等」は、2千万円余としています。
- ス 「国庫返納金等」は、県の交付金の精算等に伴う返還金で20万円としています。

(3) 予算総額（歳入・歳出）

予算総額は、前年度予算より6千万円余増加（約0.5%増）し、142億5千万円余としています。